

丹後半島駅伝大会にかかるたすき作製・助成基準

丹後半島駅伝大会に参加する所属所が、所属所独自のたすきを作製する時の作製の基準及び助成の基準は、次のとおりとする。

1 作製の基準

- (1) たすきのサイズは、長さ 1m60cm～1m80cm、幅 6cm を標準とする。
- (2) 色、文字等、デザインに制限はないが、丹後半島駅伝大会にふさわしいものであること。
- (3) 複数チームのたすきを作製する場合でも、所属所で統一のたすきを作製すること。

2 助成の基準

- (1) たすき 1 本の作製につき 5,000 円を上限に助成する。
- (2) (1) の助成は、1 所属所につき 5 本を限度とする。
- (3) 助成を受けたたすきと異なるデザインのたすきの作製には助成しない。

3 申請の手続き

- (1) たすきを作製する所属所は、丹後半島駅伝大会参加申込書の所定欄に印をし、たすきの作製をあらかじめ申し出ること。
- (2) たすき作製後は、別紙「申請書」にたすきを作製したことがわかる領収書を添付し、厚生会事務局へ提出すること。
- (3) 助成金は、所属所の指定口座へ送金する。